

平成 29 年 度

城 端 ・ 氷 見 線 活 性 化 推 進 協 議 会

総 会

日 時 平成 29 年 6 月 8 日 (木) 午後 4 時 30 分

場 所 高岡市役所 8 階 802 会議室

次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

- (1) 議案第 1 号 平成 28 年度事業報告及び収支決算報告
監査報告
- (2) 議案第 2 号 規約の一部改正について
- (3) 議案第 3 号 委員の改選について
- (4) 議案第 4 号 平成 29 年度事業計画案及び収支予算案

4 その他

5 閉 会

平成28年度実績報告書

1 会 議

- ・ 7月7日(木) 総会(高岡市役所)
- ・ 2月22日(水) 形成計画策定に伴う臨時総会(高岡市生涯学習センター)
- ・ 3月17日(金) 形成計画策定に伴う書面総会
～3月27日(月)
- ・ 随 時 観光宣伝部会
城端・氷見線活性化施策研究会(担当課長会議)

2 事 業

(1) 調査啓発事業(イベント事業)

- ・ 4月22日(金) 城端線利用者への「となみチューリップフェア」入場料割引
～5月5日(木) 負担金(砺波市、砺波市花と緑と文化の財団との連携事業:
JR城端線利用者5,090名)
- ・ 4月27日(水) 氷見駅周辺整備事業竣工式・関連行事への負担金(氷見市事業)
- ・ 5月28日(土) 「万葉線と城端線で行く南砺イチゴ狩りの旅」事業への負担金(万葉線を愛する会との連携事業:参加者38名)
- ・ 6月26日(日)、11月5日(土) 「城端線&北陸新幹線に乗って魅力たっぷり富山旅に出かけよう!」事業への負担金(砺波市事業:6月26日参加者50名、11月5日参加者52名)
- ・ 8月27日(土) 「万葉線とJR氷見線で行く初秋の味覚ぶどう狩りとひみ番屋街ツアー」事業への負担金(万葉線対策協議会との連携事業:参加者36名)
- ・ 10月29日(土)、30日(日) なんと彩菜まつり「まち巡り食べ歩きツアー」事業への負担金(南砺市事業:10月29日参加者31名、30日参加者28名)
- ・ 11月12日(土)、13日(日) 高岡駅前&クルン高岡周辺開催イベント「富山カレーフェスタ2016」開催事業への負担金(富山カレーフェスタ実行委員会事業:公共交通によるイベント来訪者294名)
- ・ 11月26日(土) 「JR氷見線・城端線で行くおいしい地酒めぐりツアー」開催事業への負担金(JR氷見線応援委員会事業:参加者24名)
- ・ 11月29日(火) JRで行く「氷見まち歩き、温泉郷日帰りの旅」事業への負担金(JR戸出駅利用促進協議会との連携事業:参加者21名)
- ・ 12月1日(木) 城端線・氷見線フォトコンテスト」事業への負担金(城端線砺波市利用促進実行委員会、JR氷見線応援委員会との連携事業:86名、181点の応募)
- ・ 3月10日(金) 新高岡駅開業2周年記念「チューリップが咲き誇る春の新高岡駅」開催事業への負担金(新幹線まちづくり推進高岡市民会議事業)
- ・ 3月25日(土) 「城端線でGo!」をキャッチフレーズにした城端線への乗車

～3月31日（金）

キャンペーン・記念ノベルティ制作事業への負担金（南砺市観光協会事業）

(2) 観光宣伝事業

・ 通年

観光列車「ベル・モンターニュ・エ・メール」を活用した沿線地域の魅力発信

毎週土日、城端線・氷見線で運行されている観光列車「ベル・モンターニュ・エ・メール」車内において、富山湾鮎を始めとする食事提供サービスのほか、特産品の販売、観光ガイドによる沿線地域の魅力発信等を実施

土曜日：新高岡駅～氷見駅（1日2往復）

日曜日：高岡駅～城端駅（1日2往復）

※3月4日より土曜日が城端線、日曜日が氷見線に変更
協議会ホームページの更新

・ 通年

ラッピング車両を活用した沿線地域の魅力発信

・ 通年

・ 11月～2月

城端線・氷見線魅力再発見番組の企画・放送による鉄道、駅利用促進、沿線の魅力発信の取組み

城端線2本（15分×2本）、氷見線1本（15分）番組を制作し、富山県内のケーブルテレビにて放送

(3) 美化運動の推進（城端・氷見線花いっぱい事業）

・ 通年

沿線各駅の花壇、プランターの植栽、管理

（5月14日（土）、10月22日（土）に一斉植栽実施）

(4) 鉄道少年団育成事業

・ 通年

高岡・城端鉄道少年団（団員50名）の活動に対する助成

(5) 連携計画及び形成計画策定事業

・ 通年

城端線・氷見線沿線地域公共交通網形成計画の策定

7月7日 第1回総会 骨子案作成

2月22日 第2回総会 具体的取組み案の作成

3月27日 第3回総会 計画承認（書面総会）

3月29日 計画を国土交通大臣、総務大臣に送付

・ 9月～3月

城端線・氷見線の利用状況調査の実施（乗降カウント調査及びアンケートによる利用状況調査）

・ 通年

車両の内装のリニューアル検討

・ 10月～3月

交通ICカードの導入の課題整理（交通ICカード導入検討調査）

・ 通年

城端線の増便試行

運行本数：1日8便（4往復）

運行区間：城端駅～高岡駅間

・ 通年

城端線・氷見線の直通化の課題整理（直通ダイヤシミュレーション及び概算整備費の検証）

平成 28 年 度 収 支 決 算 書

自 平成 28 年 4 月 1 日
至 平成 29 年 3 月 31 日

1 一般会計

(1) 収入の部

(単位：円)

科目	予算額	決算額	増減	適要
1 負担金	8,382,000	9,882,000	1,500,000	高岡市 2,950,000 氷見市 1,345,000 砺波市 1,404,000 南砺市 1,683,000 (公社) とやま観光推進機構 2,500,000
2 補助金	1,500,000	2,627,000	1,127,000	富山県 2,627,000 (通常負担金 1,500,000) (CATV 番組制作 1,127,000)
3 繰越金	1,573,075	1,573,075	0	前年度より繰越し
4 諸収入	925	221	△704	預金利息
計	11,456,000	14,082,296	2,626,296	

(2) 支出の部

(単位：円)

科目	28 年度予算額	決算額	増減	適要
1 会議費	100,000	197,233	97,233	総会費、資料印刷代
2 事業費	11,256,000	11,914,668	658,668	
(1) 調査啓発費	2,200,000	1,488,150	△711,850	沿線で実施されるイベントへの負担金、他地域の取組み事例調査
(2) 観光宣伝費	8,236,000	9,617,160	1,381,160	ホームページの更新、ラッピング列車、観光列車を活用した魅力発信、城端線・氷見線の魅力発見番組の制作・放送等
(3) 美化運動費	720,000	709,358	△10,642	各駅花壇・プランターの植栽(春・秋実施)
(4) 鉄道少年団育成費	100,000	100,000	0	鉄道少年団への活動助成金
3 事務費	100,000	31,924	△68,076	消耗品、郵送料、振込手数料等
計	11,456,000	12,143,825	687,825	

14,082,296 円 (収入額) - 12,143,825 円 (決算額) = 1,938,471 円 (翌年度繰越額)

2 特別会計「連携計画及び形成計画策定事業」

(1) 収入の部

(単位：円)

科目	28 年度予算額	決算額	増減	適要
補助金	32,663,000	30,876,000	△1,787,000	富山県 30,876,000
負担金	80,983,812	77,030,316	△3,953,496	高岡市 42,082,203 氷見市 2,784,965 砺波市 15,293,403 南砺市 16,869,745
計	113,646,812	107,906,316	△5,740,496	

(2) 支出の部

(単位：円)

科目	28 年度予算額	決算額	増減	適要
委託費	113,646,812	107,906,316	△5,740,496	増便試行費用 92,629,492 調査事業 13,972,400 ラッピング車両修繕費用 1,304,424
計	113,646,812	107,906,316	△5,740,496	

監 査 報 告 書

平成 28 年度城端・氷見線活性化推進協議会の収支決算について、
帳票書類及び関係帳簿を監査したところ、いずれも適正に処理されて
いたことを報告いたします。

平成 29 年 6 月 2 日

監事 南砺市副市長

工藤 義明



城端・氷見線活性化推進協議会規約の一部改正について

城端・氷見線活性化推進協議会規約の一部を次のように改正する。

一 第2条を次のように改める。

(目 的)

第2条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき作成した城端線・氷見線沿線地域公共交通網形成計画（平成29年3月策定）（以下、「形成計画」という。）の実施に関する協議及び城端・氷見線（以下「両線」という。）の活性化を推進し、もって沿線地域の発展に寄与することを目的とする。

二 第4条第6号、7号を次のように改める。

- (6) 形成計画の実施に係る連絡調整及び協議に関すること。
- (7) 形成計画に位置付けられた事業の実施に関すること。

三 別表2（部会の名称及び掌握事務）「形成計画策定部会」の項を次のように改める。

形成計画部会	1 形成計画の策定及び変更の協議に関すること。 2 形成計画の実施に係る連絡調整及び協議に関すること。 3 形成計画に位置付けられた事業の実施に関すること。 4 その他、部会の目的を達成するために必要な事項。
--------	--

城端・氷見線活性化推進協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、城端・氷見線活性化推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき作成した城端線・氷見線沿線地域公共交通網形成計画（平成29年3月策定）（以下、「形成計画」という。）の実施に関する協議及び城端・氷見線（以下「両線」という。）の活性化を推進し、もって沿線地域の発展に寄与することを目的とする。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、高岡市広小路7番50号高岡市役所内に置く。

(事 業)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 両線の活性化のための各種調査・研究・啓発事業。
- (2) 関係当局に対する要望・陳情。
- (3) 観光・宣伝事業。
- (4) 両線周辺の美化運動に関すること。
- (5) 形成計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (6) 形成計画の実施に係る連絡調整及び協議に関すること。
- (7) 形成計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成のために必要なこと。

(組 織)

第5条 協議会は、別表1に掲げる委員（以下「委員」という。）をもって組織する。

2 協議会には、会長1名、副会長3名、監事1名を置く。

3 この会に顧問を置くことができる。顧問は会長が総会の承認を経て委嘱し、会長の諮問に応じる。

(任 期)

第6条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残存期間とする。

(会長及び副会長)

第7条 会長は、高岡市長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、氷見市長・砺波市長・南砺市長をもって充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(監 事)

第8条 監事は、南砺市副市長をもって充てる。

- 2 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を協議会の会議（以下「会議」という。）において報告しなければならない。

(会 議)

第9条 協議会の会議は、総会とし、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の議決方法は、会議出席委員の過半数の賛成をもって決することとする。ただし、関係する交通事業者の同意を得るものとする。
- 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重)

第10条 協議会で協議が整った事項について、委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(部 会)

第11条 協議会に、第4条に掲げる事業を円滑に行うため、部会を置くものとする。

- 2 部会の名称及び所掌事務は、別表2のとおりとする。
- 3 部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第12条 部会には、特定事務を所掌するために分科会を置くことができる。

- 2 分科会の名称及び所掌事務は、別表3のとおりとする。
- 3 分科会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第 13 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局には事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財 務)

第 14 条 協議会の経費は、負担金、補助金、その他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

3 前各項に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財産の移管)

第 15 条 協議会は、幹線鉄道等活性化事業費補助を受けて実施する事業（以下「補助事業」という。）により取得した財産について、あらかじめ補助事業の開始前に、当該財産の管理を行う者及び補助事業に要する経費の負担を行う者と協議して定めるところにより、当該財産の管理を行う者に移管するものとする。

(雑 則)

第 16 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、昭和 62 年 10 月 5 日から施行する。

この規約は、平成 22 年 5 月 17 日から施行する。

この規約は、平成 23 年 3 月 29 日から施行する。

この規約は、平成 23 年 5 月 17 日から施行する。

この規約は、平成 25 年 1 月 25 日から施行する。

この規約は、平成 27 年 7 月 8 日から施行する。

この規約は、平成 29 年 6 月 日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

(委員)

高岡市長
 氷見市長
 砺波市長
 南砺市長
 南砺市副市長
 国土交通省北陸信越運輸局富山運輸支局長
国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所長
富山県観光・交通・地域振興局長
富山県土木部長
高岡警察署交通課長
氷見警察署交通課長
砺波警察署交通課長
南砺警察署交通課長
射水警察署交通課長
 西日本旅客鉄道(株)金沢支社長
 あいの風とやま鉄道(株)代表取締役社長
 万葉線(株)代表取締役社長
 加越能バス(株)取締役社長
 西日本ジェイアールバス(株)代表取締役社長
 高岡商工会議所会頭
 氷見商工会議所会頭
 砺波商工会議所会頭
 高岡市商工会会長
 南砺市商工会会長
 公益社団法人 高岡市観光協会会長
 一般社団法人 氷見市観光協会会長
 一般社団法人 砺波市観光協会会長
 一般社団法人 南砺市観光協会会長
 高岡市連合自治会会長
 氷見市自治振興委員連合会長
 砺波市地区自治振興会協議会会長
 南砺市自治振興会連合会会長
 J R 越中中川駅利用促進協議会会長
 J R 戸出駅利用促進協議会会長

別表2 (部会の名称及び所掌事務)

部会の名称	所 掌 事 務
調査研究 部会	1 両線の活性化のための各種調査・研究・情報収集並びに啓 発活動に関すること。 2 関係当局に対する要望・陳情等に関すること。 3 その他、両線の活性化に資すると認められる事項。
観光宣伝 部会	1 観光・宣伝事業に関すること。 2 両線周辺の美化運動に関すること。 3 その他、両線のイメージアップに必要と認められる事項。
形成計画 部会	1 形成計画の策定及び変更の協議に関すること。 2 <u>形成計画の実施に係る連絡調整及び協議に関すること。</u> 3 <u>形成計画に位置付けられた事業の実施に関すること。</u> 4 その他、部会の目的を達成するために必要な事項。

別表3 (部会に設置する分科会の名称及び所掌事務、事務担当)

部会の名称	分科会の名称	所 掌 事 務	備 考
観光宣伝部会	ラッピング列車 に関する分科会	1 「忍者ハットリくん」の ラッピング列車の運行に関 すること。 2 その他、分科会の目的を 達成するために必要な事 項。	分科会の運営 は氷見市が行 うものとする。

旧	新
城端・水見線活性化推進協議会規約 (名 称) 第1条 本会は、城端・水見線活性化推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。 (目 的) 第2条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、法第5条第1項に規定する地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成及び実施に関する協議を行うことを目的とする。 2 城端・水見線地域公共交通総合連携計画（平成24年3月策定）以下「連携計画」という。）の実施に係る連絡調整を行うため並びに城端・水見線（以下「両線」という。）の活性化を推進し、もって沿線地域の発展に寄与することを目的とする。 (事務所) 第3条 協議会の事務所は、高岡市広小路7番50号高岡市役所内に置く。 (事業) 第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の業務を行う。 (1) 両線の活性化のための各種調査・研究・啓発事業。 (2) 関係当局に対する要望・陳情。	城端・水見線活性化推進協議会規約 (名 称) 第1条 本会は、城端・水見線活性化推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。 (目 的) 第2条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき作成した城端線・水見線沿線地域公共交通網形成計画（平成29年3月策定）（以下、「形成計画」という。）の実施に関する協議及び城端・水見線（以下「両線」という。）の活性化を推進し、もって沿線地域の発展に寄与することを目的とする。 (事務所) 第3条 協議会の事務所は、高岡市広小路7番50号高岡市役所内に置く。 (事業) 第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の業務を行う。 (1) 両線の活性化のための各種調査・研究・啓発事業。 (2) 関係当局に対する要望・陳情。

(3) 観光・宣伝事業。 (4) 両線周辺の美化運動に関すること。 (5) 形成計画の策定及び変更の協議に関すること。 (6) 形成計画の実施に係る協議及び連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。 (7) 形成計画及び連携計画に位置付けられた事業の実施に関すること。 (8) 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成のために必要なこと。	(3) 観光・宣伝事業。 (4) 両線周辺の美化運動に関すること。 (5) 形成計画の策定及び変更の協議に関すること。 (6) 形成計画の実施に係る連絡調整及び協議に関すること。 (7) 形成計画に位置付けられた事業の実施に関すること。 (8) 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成のために必要なこと。
(組 織) 第5条 協議会は、別表1に掲げる委員（以下「委員」という。）をもって組織する。 2 協議会には、会長1名、副会長3名、監事1名を置く。 3 この会に顧問を置くことができる。顧問は会長が総会の承認を経て委嘱し、会長の諮問に応じる。	(組 織) 第5条 協議会は、別表1に掲げる委員（以下「委員」という。）をもって組織する。 2 協議会には、会長1名、副会長3名、監事1名を置く。 3 この会に顧問を置くことができる。顧問は会長が総会の承認を経て委嘱し、会長の諮問に応じる。
(任 期) 第6条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残存期間とする。 (会長及び副会長) 第7条 会長は、高岡市長をもって充てる。 2 会長は、協議会を代表し、協議会の会務を総理する。	(任 期) 第6条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残存期間とする。 (会長及び副会長) 第7条 会長は、高岡市長をもって充てる。 2 会長は、協議会を代表し、協議会の会務を総理する。

3 副会長は、氷見市長・砺波市長・南砺市長をもって充てる。 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。	3 副会長は、氷見市長・砺波市長・南砺市長をもって充てる。 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
(監 事) 第8条 監事は、南砺市副市長をもって充てる。 2 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を協議会の会議（以下「会議」という。）において報告しなければならない。	(監 事) 第8条 監事は、南砺市副市長をもって充てる。 2 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を協議会の会議（以下「会議」という。）において報告しなければならない。
(会 議) 第9条 協議会の会議は、総会とし、会長が必要に応じて招集する。 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。	(会 議) 第9条 協議会の会議は、総会とし、会長が必要に応じて招集する。 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
4 会議の議決方法は、会議出席委員の過半数の賛成をもって決することとする。ただし、関係する交通事業者の同意を得るものとする。 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。 6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。	4 会議の議決方法は、会議出席委員の過半数の賛成をもって決することとする。ただし、関係する交通事業者の同意を得るものとする。 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。 6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会	7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会

長が別に定める。 (協議結果の尊重) 第10条 協議会で協議が整った事項について、委員はその協議結果を尊重しなければならない。 (部 会) 第11条 協議会に、第4条に掲げる事業を円滑に行うため、部会を置くものとする。 2 部会の名称及び所掌事務は、別表2のとおりとする。 3 部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (分科会) 第12条 部会には、特定事務を所掌するために分科会を置くことができる。 2 分科会の名称及び所掌事務は、別表3のとおりとする。 3 分科会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (事務局) 第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。 2 事務局には事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (財 務)	長が別に定める。 (協議結果の尊重) 第10条 協議会で協議が整った事項について、委員はその協議結果を尊重しなければならない。 (部 会) 第11条 協議会に、第4条に掲げる事業を円滑に行うため、部会を置くものとする。 2 部会の名称及び所掌事務は、別表2のとおりとする。 3 部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (分科会) 第12条 部会には、特定事務を所掌するために分科会を置くことができる。 2 分科会の名称及び所掌事務は、別表3のとおりとする。 3 分科会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (事務局) 第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。 2 事務局には事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (財 務)
---	---

第14条 協議会の経費は、負担金、補助金、その他の収入をもって充てる。 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。 3 前各項に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (財産の移管) 第15条 協議会は、幹線鉄道等活性化事業費補助を受けて実施する事業（以下「補助事業」という。）により取得した財産について、あらかじめ補助事業の開始前に、当該財産の管理を行う者及び補助事業に要する経費の負担を行う者と協議して定めるところにより、当該財産の管理を行う者に移管するものとする。 (雑 則) 第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。	第14条 協議会の経費は、負担金、補助金、その他の収入をもって充てる。 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。 3 前各項に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (財産の移管) 第15条 協議会は、幹線鉄道等活性化事業費補助を受けて実施する事業（以下「補助事業」という。）により取得した財産について、あらかじめ補助事業の開始前に、当該財産の管理を行う者及び補助事業に要する経費の負担を行う者と協議して定めるところにより、当該財産の管理を行う者に移管するものとする。 (雑 則) 第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
附 則 この規約は、昭和62年10月5日から施行する。 この規約は、平成22年5月17日から施行する。 この規約は、平成23年3月29日から施行する。 この規約は、平成23年5月17日から施行する。 この規約は、平成25年1月25日から施行する。 この規約は、平成27年7月8日から施行する。	附 則 この規約は、昭和62年10月5日から施行する。 この規約は、平成22年5月17日から施行する。 この規約は、平成23年3月29日から施行する。 この規約は、平成23年5月17日から施行する。 この規約は、平成25年1月25日から施行する。 この規約は、平成27年7月8日から施行する。

この規約は、平成 29 年 6 月 日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

(委員)

高岡市長
氷見市長
砺波市長
南砺市長
南砺市副市長
国土交通省北陸信越運輸局富山運輸支局長
富山県知事政策局長
富山県観光・地域振興局長
西日本旅客鉄道㈱金沢支社長
あいの風とやま鉄道㈱代表取締役社長
万葉線㈱代表取締役社長
加越能バス㈱取締役社長
西日本ジェイアールバス㈱代表取締役社長
高岡商工会議所会頭
氷見商工会議所会頭
砺波商工会議所会頭
高岡市商工会会長
南砺市商工会会長
公益社団法人 高岡市観光協会会長
一般社団法人 氷見市観光協会会長
一般社団法人 砺波市観光協会会長

別表 1 (第 5 条関係)

(委員)

高岡市長
氷見市長
砺波市長
南砺市長
南砺市副市長
国土交通省北陸信越運輸局富山運輸支局長
国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所長
富山県観光・交通・地域振興局長
富山県土木部長
高岡警察署交通課長
氷見警察署交通課長
砺波警察署交通課長
南砺警察署交通課長
射水警察署交通課長
西日本旅客鉄道㈱金沢支社長
あいの風とやま鉄道㈱代表取締役社長
万葉線㈱代表取締役社長
加越能バス㈱取締役社長
西日本ジェイアールバス㈱代表取締役社長
高岡商工会議所会頭
氷見商工会議所会頭

一般社団法人 南砺市観光協会会長
高岡市連合自治会会長
氷見市自治振興委員連合会長
砺波市地区自治振興会協議会会長
南砺市自治振興会連合会会長
J R 越中中川駅利用促進協議会会長
J R 戸出駅利用促進協議会会長

砺波商工会議所会頭
高岡市商工会会長
南砺市商工会会長
公益社団法人 高岡市観光協会会長
一般社団法人 氷見市観光協会会長
一般社団法人 砺波市観光協会会長
一般社団法人 南砺市観光協会会長
高岡市連合自治会会長
氷見市自治振興委員連合会長
砺波市地区自治振興会協議会会長
南砺市自治振興会連合会会長
J R 越中中川駅利用促進協議会会長
J R 戸出駅利用促進協議会会長

別表 2 (部会の名称及び所掌事務)

部会の名称	所 掌 事 務
調査研究 部会	1 両線の活性化のための各種調査・研究・情報収集並びに啓発活動に関すること。 2 関係当局に対する要望・陳情等に関すること。 3 その他、両線の活性化に資すると認められる事項。

別表 2 (部会の名称及び所掌事務)

部会の名称	所 掌 事 務
調査研究 部会	1 両線の活性化のための各種調査・研究・情報収集並びに啓発活動に関すること。 2 関係当局に対する要望・陳情等に関すること。 3 その他、両線の活性化に資すると認められる事項。

観光宣伝 部会	1 観光・宣伝事業に関すること。 2 両線周辺の美化運動に関すること。 3 その他、両線のイメージアップに必要なと認められる事項。
形成計画 策定部会	1 形成計画の策定及び変更の協議に関すること。 2 形成計画の実施に係る協議及び連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。 3 形成計画及び連携計画に位置付けられた事業の実施に関すること。 4 その他、部会の目的を達成するために必要な事項。

観光宣伝 部会	1 観光・宣伝事業に関すること。 2 両線周辺の美化運動に関すること。 3 その他、両線のイメージアップに必要なと認められる事項。
形成計画 部会	1 形成計画の策定及び変更の協議に関すること。 2 形成計画の実施に係る連絡調整及び協議に関すること。 3 形成計画に位置付けられた事業の実施に関すること。 4 その他、部会の目的を達成するために必要な事項。

別表 3 (部会に設置する分科会の名称及び所掌事務、事務担当)

部会の名称	分科会の名称	所掌事務	備考
観光宣伝 部会	ラッピング列車に関する分科会	1 「忍者ハットリくん」のラッピング列車の運行に関すること。 2 その他、分科会の目的を達成するために必要な事項。	分科会の運営は氷見市が行うものとする。

別表 3 (部会に設置する分科会の名称及び所掌事務、事務担当)

部会の名称	分科会の名称	所掌事務	備考
観光宣伝 部会	ラッピング列車に関する分科会	1 「忍者ハットリくん」のラッピング列車の運行に関すること。 2 その他、分科会の目的を達成するために必要な事項。	分科会の運営は氷見市が行うものとする。

平成29年6月8日

所 属	役 職	氏 名
高岡市長	会長	高橋 正樹
氷見市長	副会長	林 正之
砺波市長	副会長	夏野 修
南砺市長	副会長	田中 幹夫
南砺市副市長	監事	工藤 義明
国土交通省北陸信越運輸局富山運輸支局長		田中 篤
国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所長		福濱 方哉
富山県観光・交通・地域振興局長		亀井 明紀
富山県土木部長		加藤 昭悦
高岡警察署交通課長		大島 和久
氷見警察署交通課長		水上 知哉
砺波警察署交通課長		澤井 晋也
南砺警察署交通課長		辻 秀介
射水警察署交通課長		多田 幸護
西日本旅客鉄道株式会社金沢支社長		児島 邦昌
あいの風とやま鉄道株式会社代表取締役社長		日吉 敏幸
万葉線株式会社代表取締役社長		竹平 栄太郎
加越能バス株式会社取締役社長		稲田 祐治
西日本ジェイアールバス株式会社代表取締役社長		宇都宮 道夫
高岡商工会議所会頭		川村 人志
氷見商工会議所会頭		寺下 利宏
砺波商工会議所会頭		北村 憲三
高岡市商工会会長		大井 弘
南砺市商工会会長		花島 榮一
公益社団法人 高岡市観光協会会長		川村 人志
一般社団法人 氷見市観光協会代表理事会長		松原 勝久
一般社団法人 砺波市観光協会会長		五島 辰夫
一般社団法人 南砺市観光協会会長		川合 声一
高岡市連合自治会会長		杉江 幸男
氷見市自治振興委員連合会会長		猶明 孝信
砺波市地区自治振興会協議会会長		杉林 進
南砺市自治振興会連合会会長		松本 久介
JR 越中中川駅利用促進協議会会長		宇於崎 徹
JR 戸出駅利用促進協議会会長		澤田 誠一郎

(34名)

平成29年度事業計画(案)

1 調査啓発事業(イベント事業)

- ・城端線利用者への「となみチューリップフェア」入場料割引負担金
(砺波市、砺波市花と緑と文化の財団との連携事業：4月22日～5月5日)
- ・「城端線&北陸新幹線に乗って富山旅に出掛けよう」事業への負担金(砺波市事業)
- ・「万葉線と城端線で行く南砺イチゴ狩りの旅」事業への負担金
(万葉線を愛する会との連携事業：6月3日)
- ・新高岡駅周辺での駅利用促進イベント(新幹線まちづくり推進高岡市民会議との連携事業)
- ・「万葉線と氷見線で行く氷見の湯と味覚堪能ツアー」事業への負担金(万葉線対策協議会との連携事業：11月)
- ・JR城端線・氷見線を使った駅利用イベントへの負担金(JR戸出駅利用促進協議会)
- ㊦・シバザクラの植栽と歓迎花文字による車窓からの景観づくり事業(高岡銅器団地協同組合)
- ㊦・城端線開通120年を振り返る記念シンポジウムの開催等、沿線住民による鉄道利用意識の醸成に繋がるイベントの開催支援(沿線住民団体との連携)
- ・「なんと彩葉まつり」でのクーポン券、市営バス乗車券配布等(南砺市事業)
- ・城端線ノベルティー配布等(南砺市観光協会事業)
- ・べるもんだ歓迎キャンペーン(氷見市)
- ㊦・氷見駅周辺でのイベント開催時の市営バス乗車券配付等による公共交通の利用促進キャンペーン(氷見市：永久グルメ博等)
- ・利便性向上の取組みに関する他地域の事例調査(現地調査)

2 観光宣伝事業

- ・ラッピング車両を活用した沿線地域の魅力発信
- ・観光列車「ベル・モンターニュ・エ・メール」を活用した沿線地域の魅力発信
- ・協議会ホームページによる沿線の魅力発信

3 美化運動の推進(城端・氷見線花いっぱい事業)

- ・沿線各駅の花壇、プランターの植栽、管理

4 鉄道少年団育成事業

- ・鉄道少年団の活動支援(高岡、城端)

5 形成計画推進事業

- ・利用向上に繋がる車両の検討
- ・城端線の増便試行
- ・城端線・氷見線利用実態調査(乗降カウント調査、アンケート調査等)
- ・交通ICカード利用拡大に向けた課題整理
- ・城端・氷見線の直通化に向けた検討
- ㊦・城端線・氷見線の利用促進事業(城端線全線開通120周年記念事業：沿線住民の利用に繋がるイベントの企画・実施)
- ㊦・「城端・氷見線地域公共交通総合連携計画」(平成24～28年度)の検証

平成 29 年 度 収 支 予 算 (案)

自 平成 29 年 4 月 1 日
至 平成 30 年 3 月 31 日

1 一般会計

(1) 収入の部

(単位：円)

科目	29 年度予算額	28 年度予算額	増減	適要
1 負担金	8,359,000	8,382,000	△23,000	高岡市 2,345,000 氷見市 1,056,000 砺波市 1,128,000 南砺市 1,330,000 (公社) とやま観光推進機構 2,500,000
2 補助金	1,500,000	1,500,000	0	富山県 1,500,000
3 繰越金	1,938,471	1,573,075	365,396	前年度より繰越
4 諸収入	529	925	△396	預金利息
計	11,798,000	11,456,000	342,000	

(2) 支出の部

(単位：円)

科目	29 年度予算額	28 年度予算額	増減	適要
1 会議費	100,000	100,000	0	総会、担当者会議等費用
2 事業費	11,598,000	11,256,000	342,000	
(1) 調査啓発費	3,542,000	2,200,000	1,342,000	沿線で実施されるイベントへの負担金、他地域の取組み事例調査
(2) 観光宣伝費	7,236,000	8,236,000	△1,000,000	ホームページの更新、ラッピング列車、観光列車を活用した魅力発信、PR 活動
(3) 美化運動費	720,000	720,000	0	各駅花壇・プランターの植栽(春・秋実施)
(4) 鉄道少年団育成費	100,000	100,000	0	鉄道少年団への活動助成金
3 事務費	100,000	100,000	0	消耗品、郵送料、振込手数料等
計	11,798,000	11,456,000	342,000	

2 形成計画推進事業特別会計

(1) 収入の部

(単位: 円)

科目	29 年度予算額	28 年度予算額	増減	適要
補助金	33,409,000	32,663,000	746,000	富山県 33,409,000
負担金	86,369,265	80,983,812	5,385,453	高岡市 46,388,704 氷見市 3,883,000 砺波市 17,152,744 南砺市 18,944,817
計	119,778,265	113,646,812	6,131,453	

(2) 支出の部

(単位: 円)

科目	29 年度予算額	28 年度予算額	増減	適要
委託費	119,778,265	113,646,812	6,131,453	増便試行費用 97,228,265 調査事業 15,000,000 利用促進ソフト事業 3,000,000 ラッピング車両修繕費用 4,550,000
計	119,778,265	113,646,812	6,131,453	